## 国民審査に付される11人の裁判官(その2)

■2021年7月以降就任した裁判官で、前2・3ページの判決・決定には関与していません。





安浪亮介 2021.7 就任

裁判官出身

裁判官になってから最高裁判事就任までの36年5か月のうち、裁判したのは16年 10か月でしかない。それ以外の期間は最高裁事務総局などで司法行政に携わってい た。人事を牛耳る事務総局人事局長まで務めた。特に注目すべき判決はなく、裁判 官というより司法官僚だ。この傾向は最高裁入りするキャリア裁判官のほとんどに (西川伸一 明治大学教授) 言える。



渡邉惠理子 2021.7 就任 弁護士出身

弁護士出身。企業法務を担当する大規模事務所に就職し、主に独占禁止法関連の 事件を扱い、独占禁止法や企業結合などに関する雑誌記事が数本見られる。後に公 正取引委員会入局。2012年にNHK経営委員会委員となるも議事録からは特に目立っ た発言は見つからない。渡邉氏を含む弁護士出身の裁判官4名はすべて第一東京弁 護士会所属であり、出身母体に偏りが見られる。

(高橋孝治 立教大学特任研究員・法学博士、大山勇一 弁護士)



岡 正晶 2021.9 就任 弁護士出身

弁護士出身。中堅の企業法務事務所へ就職し、主に破産・企業再生関連の事件を 扱う。法制審議会で民法部会(債権関係)の委員を務めた。2015年に第一東京弁護士 会の会長を務め、会長在任時に集団的自衛権行使を容認する法案に反対する声明、 夫婦同姓の強制等に反対する声明を出している。三井住友銀行、住友生命保険の社 外取締役を務めた。 (大山勇一 弁護士)



堺 徹 2021.9 就任 検察官出身

エリート検察官出身者である。東京地検検事、大阪地検検事、東京高検検事など を歴任し、2010年には東京地検特捜部長に就いた。王子製紙事件などの捜査に当 たっている。その後福島地検検事正、仙台高検検事長、次長検事、東京高検検事長 と順調に出世し、この7月に辞職したばかり。飾らない人柄だと司法担当記者から 聞いたことがある。 (西川伸一 明治大学教授)

## 国民審査の問題点・投票上の注意点

信任できない裁判官には1 人1人に×印をつけましょう。

XXXXXX

● 何も書かないと、信任投票 になってしまいます。

○や△など、×以外を書く と、全体が無効になってし まいます。要注意!

			0			$\triangle$				
深山	三浦	草縣	宇智	林	岡村	長端	安泊	渡鴻	岡	堺
草也	中守	耕一	克扣	道暗	知美	安政	<b>心亮</b> 介	追惠理	正晶	徹
تا	'n		تا	*17	~	<u> </u>	71	芓	ᄈ	

信任か不信任か判断でき ないときには、投票用紙を受 け取らないようにしましょう。



- ■1枚の投票用紙に対象裁判官全員の氏名が印刷され、罷免したい個々の裁判官ごとに「×|をつける仕組みです。わからないから棄権する つもりで何も書かなかった投票は、全て「信任」になってしまいます。
- ■棄権したい場合、投票用紙を受け取らないことは出来ますが、投票用紙は1枚なので、裁判官ごとに信任・罷免・棄権を分けて投票する ことはできません。
- ■「× | 以外の記載は認められず、「○ | などをつけるとその投票用紙はまるごと無効票にされるという問題もあります。

## 日本民主法律家協会・国民審査プロジェクトチーム

**梓澤和幸**(弁護士)、**大山勇一**(弁護士)、**北村栄**(弁護士)、**児玉勇二**(弁護士、元裁判官)、**阪口徳雄**(弁護士)、**澤藤統一郎**(弁護士)、 **澤藤大河**(弁護士)、新屋達之(福岡大学教授)、高橋孝治(立教大学特任研究員)、角田由紀子(弁護士)、豊川義明(弁護士)、 西川伸一(明治大学教授)、町田伸一(弁護士)、村山晃(弁護士)、森野俊彦(弁護士、元裁判官)、山田万里子(弁護士)

〒160-0022 東京都新宿区新宿 1-14-4 AMビル2階 TEL 03-5367-5430 FAX 03-5367-5431 E-MAIL info@idla.ip

日本民主法律家協会のホームページ http://www.jdla.jp/shinsa/index.html からダウンロードできます。ご活用下さい。

## 第25回 最高裁裁判官国民審查

憲法と人権の砦を築くために・・・

、岡村、長嶺裁判官)に

是正に反対した裁判官(林裁判官)に「🗶」を!

冤罪の救済に背を向けた裁判官(深山裁判官)に「X」を!

裁判と裁判官を統制してきた司法官僚

10月31日、第49回総選挙の投票の際に、最高裁裁判官の国民審査が行われます。主権者である国民として、最高裁の ありかたの適不適を判断する大切な機会です。安倍晋三内閣が任命した裁判官6名、菅義偉内閣が任命した裁判官が 5名の計11名が審査対象となります。

国民審査は、国民一人ひとりが、個別の裁判官を対象に、罷免すべきとして「× |を付けるか、あるいは付けないかの 意思を表明する制度です。そのことを通じて、主権者による最高裁のあり方への信任不信任を明示することになります。 いま最高裁は、

- ◆個人の尊厳・表現の自由・両性の平等・学問の自由・生存の権利、そして民主主義や平和等々の憲法に描かれ た理想を実現する役割を果たしているでしょうか。
- ◆裁判所にとっての生命ともいうべき独立を堅持し、政治権力にも、社会的な権力や権威にも揺らぐことなく、 法の正義を貫いていると言えるでしょうか。
- ◆すべての裁判官が、自らの良心と法にのみ従った判断ができるよう、全国の裁判官の独立を尊重する十分な 配慮をしていると言えるでしょうか。

日本民主法律家協会は、創立以来60年、司法問題に取り組んできた実務家と研究者の法律家団体として、この リーフレットを通じて最高裁の現状や裁判内容をお伝えし、厳しい目で正しく国民の審判をされるよう訴えます。 そうしてこそ、最高裁にその本来の使命を全うさせることができると考えてのことです。